

第3期鹿追町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

1 計画策定の背景と趣旨

本町のこどもや子育て家庭の支援に関する方針を示した「第2期鹿追町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了し、新たに「第3期鹿追町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。策定にあたっては、国の「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの権利を守りながら、質の高い幼児教育・保育や子育て支援の体制を整備することを目的とします。

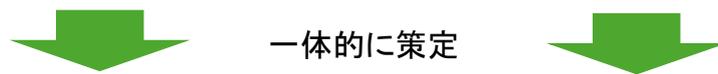


2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として策定します。

| 根拠法 | 子ども・子育て支援法 | 次世代育成支援対策推進法 |
|-------|---|---|
| 市町村計画 | 市町村子ども・子育て支援事業計画 (義務策定) | 次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務) |
| 性格特徴 | ○認定こども園・保育所などのこどもを預かる施設の整備方針を定める計画 ○様々な子育て支援のニーズへの対応や母子の健康管理に関する取組みについて定める計画 | ○次代を担うこどもや子育て家庭に対するあらゆる分野の支援について総合的に定める計画 ○福祉に関する取組みだけでなく教育やこどもの安全などこどもの育成に関するすべての分野を対象とする計画 |



一体的に策定

第3期鹿追町子ども・子育て支援計画

(2) 関係する計画

「鹿追町総合計画」および「鹿追町地域福祉計画」を上位計画とし、他の計画とも考え方の調和を図り、こどもと子育て家庭を対象とした取組みを推進します。

(3) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

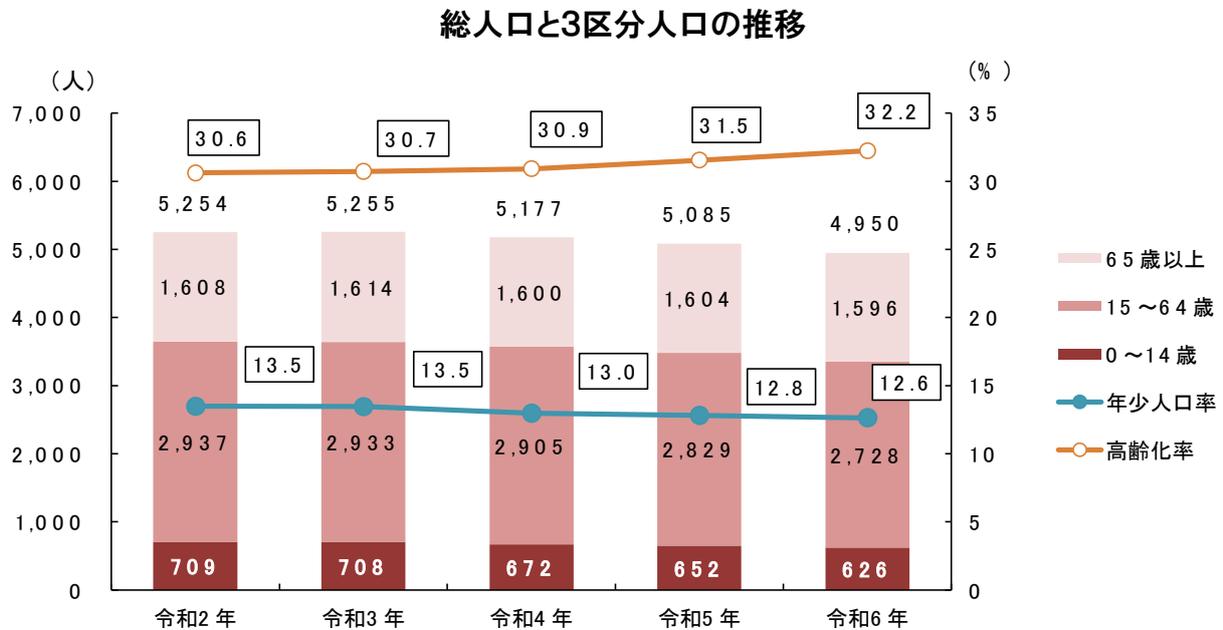
| 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 子ども・子育て支援事業計画（第2期） | | | | | 子ども・子育て支援事業計画（第3期） | | | | |

3 人口の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は長期的な減少傾向にあり、令和6年の総人口は4,950人となっています。

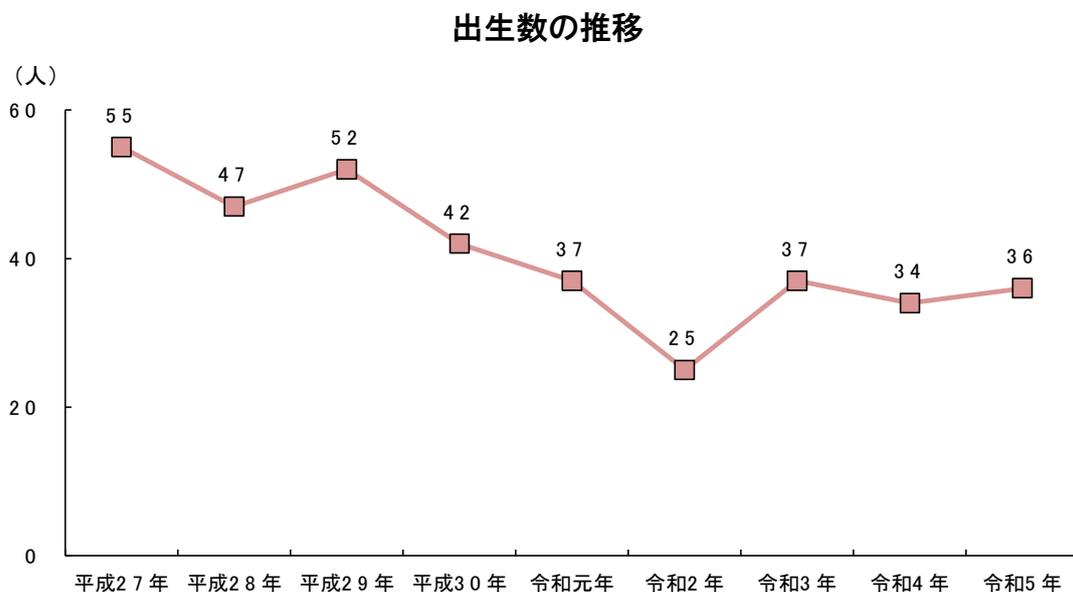
本計画の主な対象となる年少人口（0～14歳）は、**令和6年には626人（総人口の12.6%）**と減少しています。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 出生数の推移

本町の出生数は、平成29年から新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年にかけて減少傾向にありましたが、令和3年以降は、一定の水準で推移しています。



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

4 計画の基本的な考え方

本計画では、これまで推進してきた「子ども・子育て支援の重要性を社会全体で認識し、子どもと子育て家庭を支える」という基本理念を継承し、更に家庭・学校・地域・職場が連携しながら支援を充実させることを目指します。

— 基本理念 —

**家庭や地域とともに、心豊かで健やかな子どもをはぐくむ
“しかおいのまち” づくり**



5 基本目標と重点施策

基本目標1

みんなで手をつなぎ、子どもや子育て家庭を大切にする地域づくり

子どもを生み育てることは、大きな喜びや感動がありますが、その一方で多くの悩みや困難も伴います。また、子ども自身もすばらしい笑顔とともに日々成長していきますが、その成長の過程で様々な問題に直面するものです。

すべての出発点である家庭は、基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育てていく重要な役割を担っています。しかしながら、子育て家庭の現状は、核家族化や共働き世帯の増加、経済環境の変化等による負担感を感じていることから、多種多様な負担軽減策を推進します。

また、子育ての喜びや素晴らしさ、子どもを育てることの重要性等についても、各分野が連携して啓発活動を推進します。

支援を必要とする子どもを持つ家庭は、保護者も不安を抱えています。子ども自身へのサポート体制の充実強化を図るとともに、地域で安心して生活ができるよう保護者の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。

重点施策

●子育て支援サービスの充実

- ・子育て支援センターの充実
- ・学童保育の充実
- ・放課後子ども教室の充実
- ・子育て環境の整備

●育児ネットワークづくりとボランティア

- ・子ども家庭センターの推進
- ・子育て情報の提供
- ・育児ネットワークの活用
- ・子育てを支援する関係機関との連携

●保育サービスの充実

- ・保育環境の充実
- ・多様な子育て支援ニーズへの対応
- ・質の高い幼児教育・保育の推進
- ・第2子以降の保育料無償化

基本目標2

次代を担う子どもたちの健やかな育ちと豊かな心と生きる力の育成

次代の担い手である子どもたちが自己を確立し、たくましくやさしく成長するための施策を充実します。そのためには家庭をはじめ地域・学校が手をつなぎ、子どもたち自身の適性や興味を尊重しながら「生きる力」を育成することが必要です。

本町の自然や地域のつながりを最大限に生かし、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心等、豊かな人間性を育てていく取り組みを推進します。

また、そうした取り組みが十分にできるように、公園の整備や遊休施設を活用したこどもの居場所の確保を検討します。



重点施策

●多様な体験・交流の推進

- ・地域活動の推進
- ・世代間交流の促進

●家庭や地域の教育力の向上

- ・次代の親の育成
- ・家庭教育の支援
- ・地域の教育力の充実

●教育環境の整備

- ・幼児教育の推進
- ・教育環境の充実
- ・鹿追ならではの学校教育の推進
- ・幼小中高一貫教育の推進

●有害環境対策の推進

基本目標3

子どもを健やかに伸び伸びと生み育てることができる環境の整備

子どもが健やかに伸び伸びと育つことができるよう、妊娠、出産、乳幼児期を通じた切れ目ない支援により母子の健康を確保するとともに、こどもの健康や発達に関する相談支援を充実することで、保護者の子育てに関する悩みの軽減を図ります。

性、喫煙、飲酒、薬物等に関する正しい知識を普及するために、思春期保健対策の充実を図ります。また、こどもの食習慣の乱れが心と身体の問題に大きく関係していることから、乳幼児期から思春期までの成長段階に応じた「食育」を推進していきます。

加えて、子どもが安心して暮らせるように、医療の充実につながる提供体制の検討や生活環境の整備等に努めます。



重点施策

●母子保健の充実

- ・母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の実施
- ・母子保健相談及び訪問指導の実施
- ・乳幼児歯科健診、フッ素塗布・洗口の実施
- ・伴走型相談支援の推進
- ・電子母子健康手帳アプリ「ばんび」の活用
- ・乳幼児健診・相談の実施
- ・予防接種の実施
- ・不妊・不育症治療費助成の実施

●食育の推進

- ・妊婦・乳幼児の栄養指導・相談の実施
- ・食育指導の実施

●思春期保健対策

- ・性教育の実施
- ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

●医療の充実

●安心できる生活環境の整備

- ・安心・安全なまちづくりの推進
- ・安心して外出できる環境の整備

●交通安全教育の推進

- ・幼児及び保護者による交通安全啓発

●犯罪等の被害防止活動

- ・地域安全事業の推進

基本目標4

子どもを尊重し、子どもが夢を持って暮らせるまちづくり

子どもの権利を尊重し、「最善の利益」を実現するために、大人だけでなく子ども自身も権利についての理解を深め、希望を持って将来に向けて歩いていけるよう、親の育児不安の解消、児童虐待の防止対策等の支援及び相談体制の充実を図ります。

重点施策

●仕事と子育ての両立支援

- ・男女の固定的な役割分担意識の解消
- ・育児ネットしかおいの促進

●児童虐待防止対策の充実

- ・虐待の早期発見・予防の推進

●子どもの貧困対策の推進

- ・相談体制の充実
- ・経済的支援の推進

●配慮が必要な子どもの支援

- ・障がい児支援・特別支援教育の推進
- ・外国につながる子どもへの支援



6 幼児教育・保育の整備方針

計画期間における幼児教育・保育（認定こども園及び地域保育所）の利用者数の見込みについては次の表のとおりです。**現状の定員で対応できるものと考えられますが、年度途中の入園への対応が必要**です。保育教諭の確保等の困難な状況もありますが、体制の維持に努めます。

（単位：人）

| 区分 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1号認定 | | 10 | 9 | 8 | 8 | 8 |
| 2号認定 | | 79 | 73 | 72 | 74 | 75 |
| 3号認定 | 0歳 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 |
| | 1歳 | 13 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| | 2歳 | 27 | 28 | 27 | 27 | 25 |
| 計 | | 137 | 130 | 127 | 128 | 126 |

※認定区分 1号認定……3歳～5歳、幼児期の学校教育のみ。保育の必要性のないこども。
2号認定……3歳～5歳、保育の必要性あり。
3号認定……0歳～2歳、保育の必要性あり。

7 地域子ども・子育て支援事業の概要と今後の方向性

計画期間における地域子ども・子育て支援事業（法定 19 事業）の概要と今後の方向性は、次のとおりです。

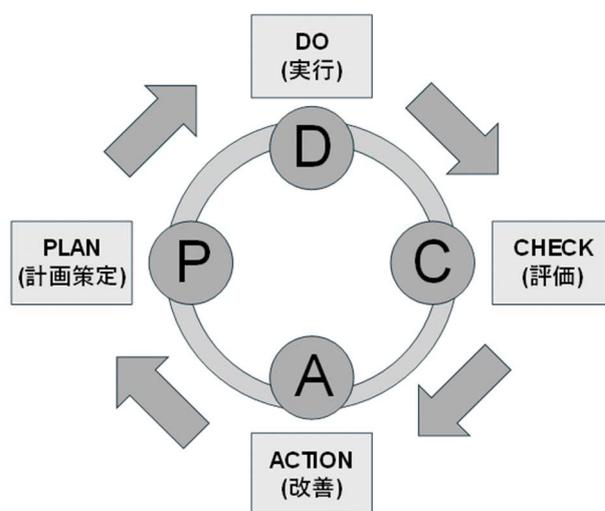
| 事業 | 概要・現状 | 今後の方向性 |
|--------------------------------|---|--|
| ① 利用者支援事業 | 教育・保育施設や子育て支援の事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行います。また、関係機関との連絡調整等を行う事業です。 令和6年度よりトリムセンター内に「鹿追町こども家庭センター」を開設しています。 | 妊娠期から子育て期にわたるまでのあらゆる相談や困りごとに対応できるワンストップの相談窓口として運営しています。 虐待や貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えたこどもに関する相談支援や情報提供を実施します。 |
| ② 時間外保育事業（延長保育事業） | 通常の保育時間以降の保育を行う事業です。 認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分までの11時間保育を行っています。 | 仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。 |
| ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育） | 共働き家庭等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。 学童保育所は認定こども園の隣接にあり、瓜幕地域には、うりっ子ルーム（放課後子ども教室）があります。 | 学童保育と放課後子ども教室の一体的な推進や、放課後児童支援員の安定的な確保と専門性向上に努めます。また、地域人材の参画促進に努めていきます。 特別な配慮を要する児童には、職員の加配や適切な支援を実施します。 |
| ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | 保護者が、疾病等の理由により養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。 令和5年度より事業を開始し、児童養護施設「十勝学園」に事業を委託しています。 | 本制度を広く周知するとともに、利用者のニーズに合わせたサービスの充実に努めます。 |

| 事業 | 概要・現状 | 今後の方向性 |
|------------------------------------|--|---|
| ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 | <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。</p> <p>子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談、助言等の援助を行っています。</p> | <p>事業を継続し、保健師が個別に相談対応を行い、保護者が不安を抱え込まず早期に相談できるよう、顔が見える関係性を構築していきます。</p> |
| ⑥ 養育支援訪問事業 | <p>妊娠・出産・育児期の養育支援が特に必要と認められた家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業です。</p> <p>定期的な支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。</p> | <p>乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、保健医療機関からの情報提供、関係機関からの連絡・通告等により、養育支援が特に必要である家庭を把握し、訪問します。</p> |
| ⑦ 地域子育て支援拠点事業 | <p>地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て家庭の親子交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。</p> <p>認定こども園内に、子育て支援センターを併設しています。</p> | <p>より一層親子に寄り添う環境づくり、事業のPR・充実など内容の見直しを行いながら学習機会の提供や交流の促進、情報提供に努めます。</p> |
| ⑧ 一時預かり事業 | <p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児または幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。</p> <p>認定こども園において、月曜日から土曜日までの午前7時30分～午後6時30分（土曜日は午後4時）まで行っています。</p> | <p>保護者の通院やリフレッシュ等のニーズが見込まれることから、希望した時に利用できる受入れ体制の確保・充実を図ります。</p> |
| ⑨ 病児・病後児保育事業 | <p>病気や病気の回復期にある乳幼児や児童を病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。</p> <p>認定こども園において、病後児保育を実施しています。令和2～6年度の間に1件の問い合わせがありましたが、利用には至りませんでした。</p> | <p>すべての子育て家庭に本事業を知っていただけるように、広く周知するよう努めます。</p> |
| ⑩ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | <p>乳幼児・児童の預かり等援助を希望する依頼会員と援助を行う援助会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p> <p>地域で育児を助け合い、安心して子育てができるように「育児ネットしかおい」として相互援助活動を行っています。</p> | <p>こども家庭センターが窓口（仲介）となり、事業の充実と預かり等を必要とするニーズに対応するため、援助会員を確保するとともに、制度の周知、利用促進を図ります。</p> |
| ⑪ 妊婦健康診査 | <p>妊婦と胎児の健康を守るため、妊婦健康診査を実施し、健康状態の把握や検査計測、保健指導を行い、妊娠期間中の適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。また、妊娠に係る経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促進します。</p> <p>妊婦一般健康診査と超音波検査の受診券を発行し助成を行っています。</p> | <p>今後も引き続き助成を行うとともに、母子健康手帳交付時に受診券を発行し、保健師による個別面接を行うことでハイリスク妊婦を把握し、関係機関と連携した適切な支援を引き続き実施します。</p> |
| ⑫ 産後ケア事業 | <p>乳児を養育する保護者に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。</p> <p>委託した助産師から授乳指導や育児相談を受けることができます。</p> <p>居宅訪問型・デイサービス型（個別・集団）</p> | <p>引き続き、育児支援を特に必要とする産後12か月未満の母子を対象に、母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を行います。</p> |
| ⑬ 妊婦等包括相談支援事業 | <p>妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業です。</p> <p>妊婦のための支援給付と組み合わせて効果的に実施します。</p> | <p>妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として実施します。</p> |

| 事業 | 概要・現状 | 今後の方向性 |
|--|---|---|
| ⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 保護者の世帯所得の状況等に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な品物の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 | 必要に応じて事業の実施を検討します。 |
| ⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 特定教育・保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。 | 新規事業者の参入促進、多様な事業者の能力の活用について、制度の普及・啓発事業を実施します。 |
| 【新規】 ⑯ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) | 令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で保育等を提供する事業です。 | 令和8年4月の事業開始に向けて体制を整備しています。 |
| 【新規】 ⑰ 子育て世帯訪問支援事業 | 家事・子育てに対して不安、負担を抱えた子育て家庭等に訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等を支援する事業です。 | 国の方針に基づき、実施に向けて体制を整備します。 |
| 【新規】 ⑱ 児童育成支援拠点事業 | 養育環境等に課題を抱えるこどもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。 | 今後の国等の動向をみながら有効な事業のあり方を整理し、必要に応じて広域利用等を検討していきます。 |
| 【新規】 ⑲ 親子関係形成支援事業 | こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者とこどもを支援するため、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報提供や相談・助言を行います。 また、同じ悩みを持つ保護者同士が相談・情報交換できる場を設け、親子の適切な関係性の構築を支援します。 | 今後の国等の動向をみながら、有効な事業のあり方を整理し、必要に応じて広域利用等を検討していきます。 |

8 計画の推進

本計画の推進にあたっては、計画に基づく施策を実行します。その後、実施した結果を振り返り評価し、その結果を次の計画に反映させます。このPDCAサイクルにより、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応します。



第3期鹿追町子ども・子育て支援事業計画 **【概要版】**

令和7年3月発行 編集:鹿追町子育て支援課

〒081-0216 北海道河東郡鹿追町鹿追北2線8番地101 TEL 0156-66-2754 FAX 0156-66-2167